

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和38年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定） 第2条の2 第3条、<u>第3条の2</u>、第7条から第9条まで及び第13条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。 2・3 [略] （<u>試験研究機関等に勤務する研究職員等</u>の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間） 第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「条例」という。）第3条第3項の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあっては所属長の定めるところにより1時間以上の、7時間45分以内である場合にあっては所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。 2 第2条第4項の規定は、<u>前項</u>に規定する勤務時間が7時間	（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定） 第2条の2 第3条、第7条から第9条まで及び第13条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。 2・3 [略] （<u>職員</u>の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間） 第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「条例」という。）第3条第3項の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあっては所属長の定めるところにより1時間以上の、7時間45分以内である場合にあっては所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。<u>ただし、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）第3条第1項第2号ただし書に規定する特例対象日において勤務時間が6時間未満である場合は、この限りでない。</u> 2 第2条第4項の規定は、<u>前項本文</u>に規定する勤務時間が7

45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「<u>第3条第1項</u>」と読み替えるものとする。 <u>(子の養育又は配偶者等の介護をする職員等の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</u> <u>第3条の2 条例第3条第4項の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあっては所属長の定めるところにより1時間以上の、7時間45分以内である場合にあっては所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。ただし、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）第4条の4第1項第2号ただし書に規定する特例対象日において勤務時間が6時間未満である場合は、この限りでない。</u> <u>2 第2条第4項の規定は、前項本文に規定する勤務時間が7時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「第3条の2第1項本文」と読み替えるものとする。</u>	時間45分以内である場合の休憩時間について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは、「<u>第3条第1項本文</u>」と読み替えるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。